

全国知事リレー講義

1 講義の内容

- 全国知事リレー講義は、地方自治、地方分権が重要となり、地域主権改革が政策課題とされる中で、全国の知事、政令指定市の市長、あるいは国の要職にあった人などに、現在のそれぞれの地域課題、また全国的に関係する地域課題について、自らの政策、考え方を講義いただくもの。
- 現在、グローバル化、情報化が進展し、国内では、高齢化、少子化が進み、人口は減少に転じ、また、地球環境の保全が必要となり、省資源、省エネルギー、資源リサイクル、新エネルギーの活用などが重要となっている。
- このように、国際的にも、国内的にも、一大転換期となっている状況下で、どのような政策が語られるかを、よく聞いてもらいたい。

2 講義に関する留意事項

- それぞれの講義は、独立しており、関連性があるとしても、体系的な講義がなされるわけではない。その意味で、一般の講義のように、一回一回の講義を勉強して、それらをつなぐと、一体的な理解になるというものではない。
- また、それぞれの講義は、知事や市長などが、現実の課題に取り組むために政策として取りまとめたもの、あるいはその他の大好きな課題への対応策についてのものであって、その理解には、経済学、財政学、法律学、政治学、行政学などについて、相当に高い水準の知識が必要となる。
説明としては、具体的で分かりやすくなされているとしても、高い水準の政策的な整理がなされていることを、理解して欲しい。
- したがって、講義を聴いて、その内容を検討し、理解を深め、その政策に関連して、重要なところを自らつかみ取ってもらいたい。
大事なことは、そのためには、それぞれの受講生が、自らインターネットなどを使って調べてみると積極的に取り組む必要がある。

(関係図表)

- 1 地方公共団体の事務と財政(図)
- 2 現在の大きな変化と国と地方公共団体(図表)

(関係条文と図表)

1 憲法

第8章 第92条～95条

2 地方自治法

第1条の2、第1条の3、第2条、第232条

3 地方財政法

第9条、第10条～第10条の4、第11条、第11条の2、第13条、

第16条、第17条の2、第27条

4 地方交付税法

第2条、第6条、第6条の2

5 地方税法

第259条、第261条、第669条、第671条、第731条、第733条

6 地方税関係図表

地方税収の構成、国税・地方税の税収内訳、国及び地方の税財源配分の推移

人口一人当たりの税収額の指標、地方税の税率一覧

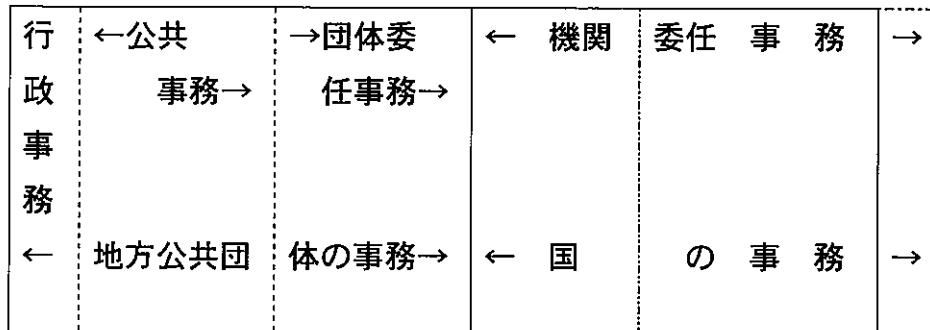
(関係資料)

- 1 地方財政計画(平成22年度)
- 2 地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)

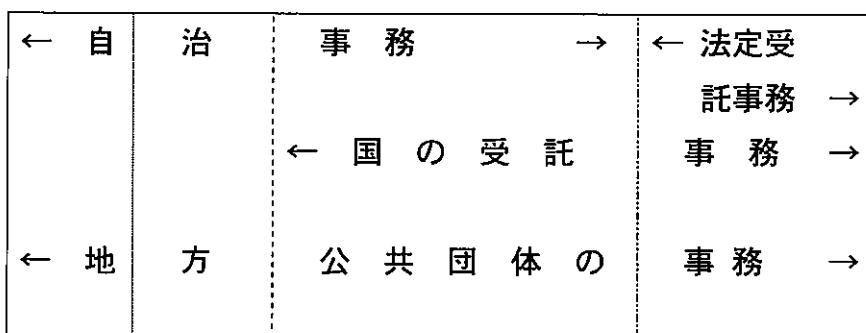
1 地方公共団体の事務と財政（図）

○地方公共団体の事務

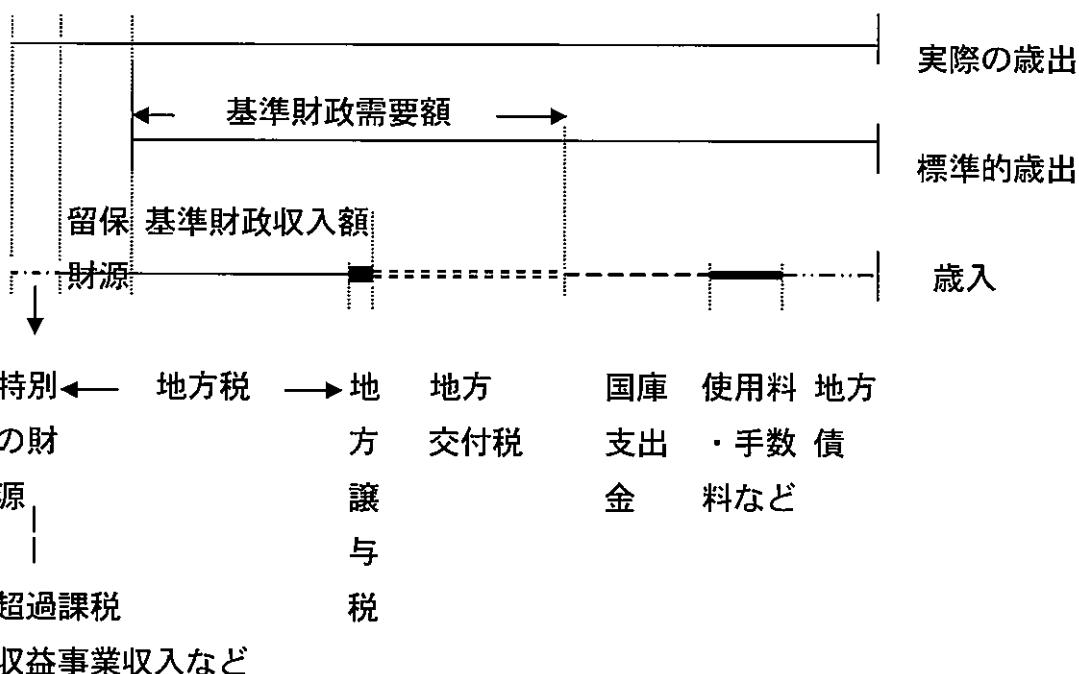
(地方分権一括法による改正前)



(現行法)



○地方公共団体の財政



1 現在の大きな変化と国と地方公共団体

○ 現在の大きな変化と関係する分野

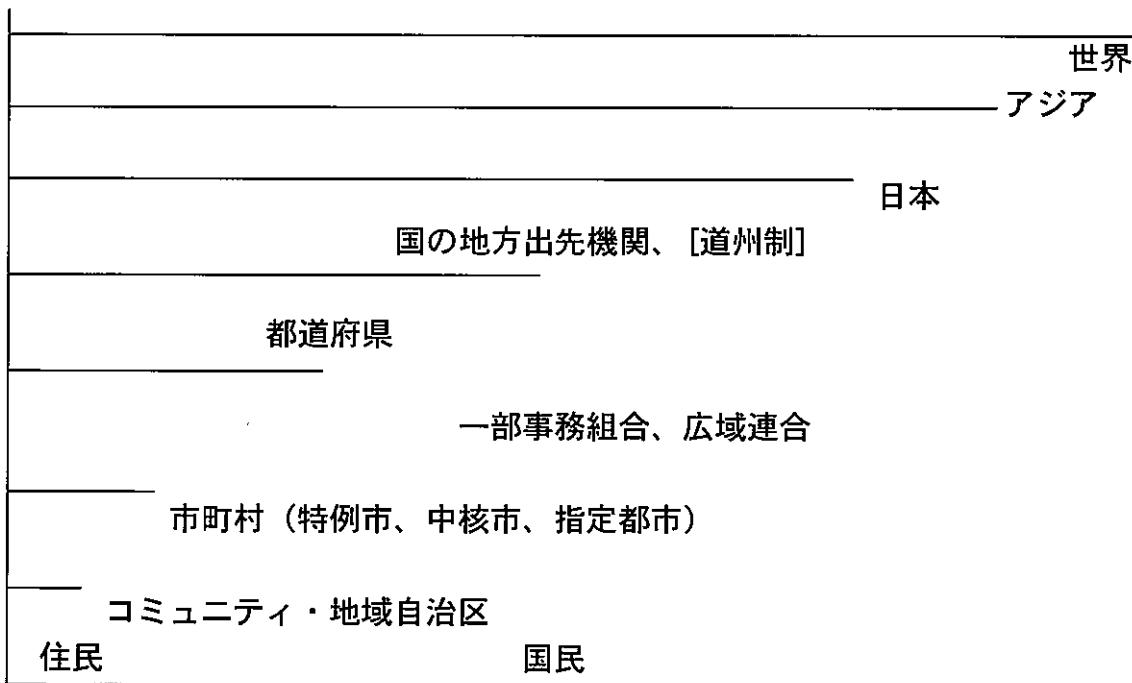
変化 \ 分野	経済	社会	文化	政治	科学技術
グローバル化					
情報化					
環境保全					
省エネ・省資源・資源リサイクル・新エネ					
高齢化・少子化					
人口減少					
多様化・高質化					
フロントランナー化					

[公債の大量発行・財政硬直化]

○ 国と地方公共団体

身近さと広がり

身近さ



○地方公共団体の仕組み

- 1 議会、長、独立行政委員会、監査委員・外部監査、住民相互の監視と抑制と連携
選挙、直接請求、住民監査請求・住民訴訟、住民投票、情報公開
 - 2 地方公共団体の事務処理
予算、決算、出納、契約、財産の取得・管理・処分
公の施設（指定管理者）、事業の経営
 - 3 地方公共団体の財政〔歳入〕
地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、地方債、分担金・使用料
・手数料、財産収入
 - 4 複数の地方公共団体による事務処理
協議会、機関の共同設置、事務の委託（普通地方公共団体相互間の協力）
一部事務組合、広域連合、地方開発事業団（特別地方公共団体）
 - 5 地方公共団体の廃置分合、境界変更
市町村の合併
 - 6 地方公共団体の経営
地方公営企業、地方独立行政法人
- 国と地方、地方と地方の関係
相互の抑制・権衡と連携
自治事務、法定受託事務の区分
関与の類型とあり方の原則
国と地方、地方と地方の事務処理に関する紛争の処理
- 事務処理（規制・給付など）のあり方
- ① 国の一律処理
・ 地方の上乗せ、横出し、裾切りへの措置 〈法律と条例〉
法令による義務付け・枠付けの見直し 〈条例制定権の拡充〉
 - ② 国の標準的処理
地方の独自性、最適性の發揮
 - ③ 国の処理がない
地方の実状による独自処理

1 憲法

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〈団体自治、住民自治〉

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

○2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〈自治行政権、自治財政権、自治立法権〉

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

〈地方自治特別法〉

2 地方自治法

(地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

〈補完性の原理、近接性の原理〉

(地方公共団体の種類)

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

○2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

○3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合(一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合)、財産区及び地方開発事業団とする。

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条 地方公共団体は、法人とする。

○2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

○3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

〈指定都市、中核市、特例市〉

- 4 市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でないと認められるものを処理するものとする。
- 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- 7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)
- 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県

においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

- 10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- 11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- 12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- 13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

3 地方財政法

(地方公共団体がその全額を負担する経費)

第九条 地方公共団体の事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項及び第二百九十二条の二第二項の規定に基づき、都道府県が条例の定めるところにより、市町村の処理することとした事務及び都道府県の加入しない同法第二百八十四条第一項の広域連合(第二十八条第二項及び第三項において「広域連合」という。)の処理することとした事務を除く。)を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。ただし、次条から第十条の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。

(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費
- 二 削除
- 三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- 四 生活保護に要する経費
- 五 感染症の予防に要する経費
- 六 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費
- 七 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費
- 八 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費
- 九 身体障害者の更生援護に要する経費
- 十 婦人相談所に要する経費
- 十一 知的障害者の援護に要する経費
- 十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活

療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費

十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費

十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所を除く。)並びに里親に要する経費

十五 児童手当に要する経費

十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費

十七 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費

十八 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費

十九 児童扶養手当に要する経費

二十 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費

二十一 家畜伝染病予防に要する経費

二十二 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費

二十三 森林病害虫等の防除に要する経費

二十四 國土交通大臣が定める特定計画又は國土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費

二十五 特別支援学校への就学奨励に要する経費

二十六 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費

二十七 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費

二十八 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事

態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費

二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- 二の二 地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に要する経費
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 公営住宅の建設に要する経費
- 五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
- 六 土地改良及び開拓に要する経費

(国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費)

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業

に要する経費

- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)

第十条の四 専ら国の利害に關係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
- 三 外国人登録に要する経費
- 四 検疫に要する経費
- 五 医薬品の検定に要する経費
- 六 あへんの取締に要する経費(第十条第八号に係るものを除く。)
- 七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
- 八 土地の農業上の利用関係の調整に要する経費
- 九 未引揚邦人の調査に要する経費

(国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定)

第十一条 第十条から第十条の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならぬ。

(地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入)

第十二条 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分(第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を

除く。)は、地方交付税法 の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十一条第十六号に掲げる経費(国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るものと除く。)、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。

(補助金の交付)

第十六条 国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。

(地方公共団体の負担金)

第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額(以下「地方公共団体の負担金」という。)を国に対して支出するものとする。

- 2 国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利用するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
- 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。

(都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

第二十七条 都道府県の行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利用するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

- 2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

3~6 略

○地方財政法

(新たな事務に伴う財源措置)

第十三条 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

3 内閣は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを国会に提出しなければならない。

○地方自治法

(経費の支弁等)

第二百三十二条

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

4 地方交付税法

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをい
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

- 2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額

の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(交付税の種類等)

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

- 2 每年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。
- 3 每年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。

5 地方税法

(道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税の新設又は変更(道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

第二百六十一条 総務大臣は、第二百五十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(市町村法定外普通税の新設変更)

第六百六十九条 市町村は、市町村法定外普通税の新設又は変更(市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 略

(総務大臣の同意)

第六百七十二条 総務大臣は、第六百六十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一條 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

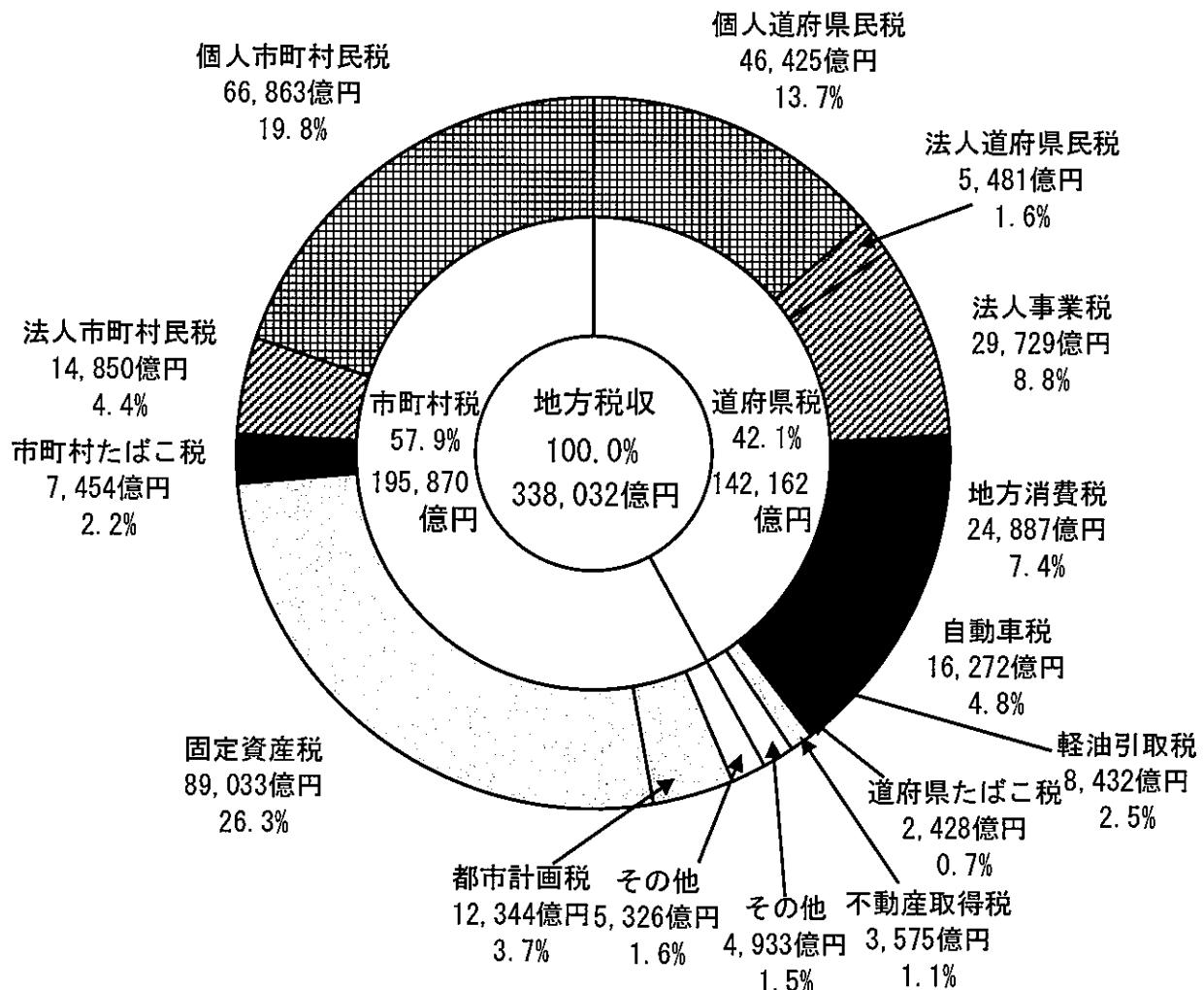
3 略

(総務大臣の同意)

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一條第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

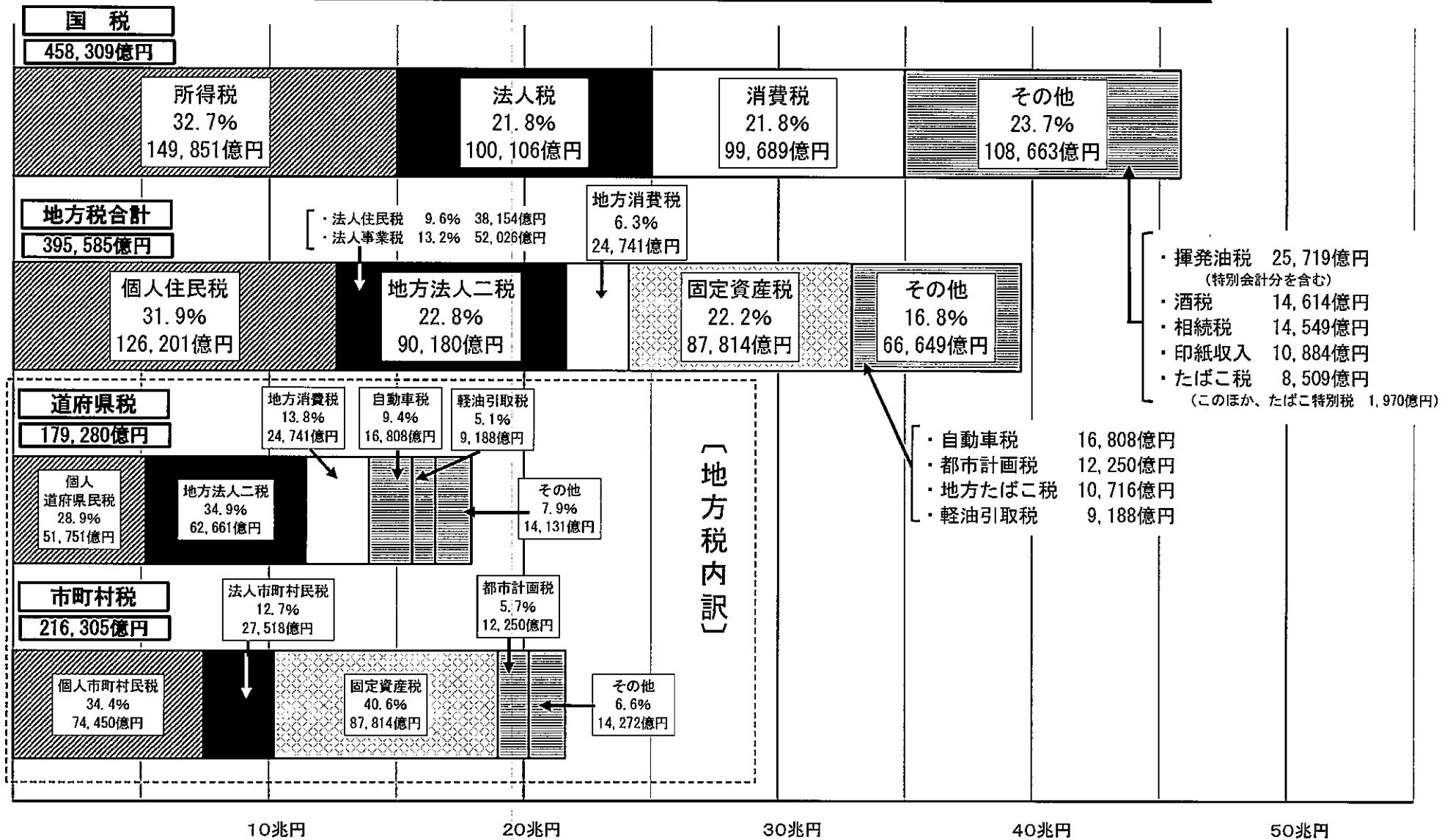
- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

地方税収の構成（平成22年度地方財政計画額）



- (注) 1 「個人道府県民税」は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 2 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 3 「法人事業税」は、地方法人特別譲与税（12,936億円）を含む。

国税・地方税の収支内訳（平成20年度決算額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。

国及び地方の税財源配分の推移

(単位: 億円、%)

区分 年度	租税総額	租 税 内 訳				地方交付税等による 調整後		地方歳入中に 占める地方税 収入の割合	
		国税	地 方 税			国	地方		
			道府県税	市町村税	計				
40	48,279	32,785 (67.9)	7,823 (16.2)	7,671 (15.9)	15,494 (32.1)	25,123 (52.0)	23,156 (48.0)	34.6	
45	115,239	77,732 (67.5)	21,112 (18.3)	16,395 (14.2)	37,507 (32.5)	58,548 (50.8)	56,691 (49.2)	37.1	
50	226,591	145,043 (64.0)	38,692 (17.1)	42,856 (18.9)	81,548 (36.0)	109,051 (48.1)	117,540 (51.9)	31.3	
55	442,626	283,688 (64.1)	73,903 (16.7)	85,035 (19.2)	158,938 (35.9)	203,478 (46.0)	239,148 (54.0)	34.0	
60	624,667	391,502 (62.7)	102,040 (16.3)	131,125 (21.0)	233,165 (37.3)	288,694 (46.2)	335,973 (53.8)	40.6	
2	962,302	627,798 (65.2)	156,463 (16.3)	178,041 (18.5)	334,504 (34.8)	451,860 (47.0)	510,442 (53.0)	41.6	
7	886,380	549,630 (62.0)	139,090 (15.7)	197,660 (22.3)	336,750 (38.0)	407,207 (45.9)	479,173 (54.1)	33.2	
12	882,673	527,209 (59.7)	155,850 (17.7)	199,614 (22.6)	355,464 (40.3)	377,145 <43.0> (42.7)	505,528 <57.0> (57.3)	35.4	
13	855,172	499,684 (58.4)	155,303 (18.2)	200,185 (23.4)	355,488 (41.6)	330,078 <41.6> (38.6)	525,094 <58.4> (61.4)	35.5	
14	792,227	458,442 (57.9)	138,035 (17.4)	195,750 (24.7)	333,785 (42.1)	296,345 <42.2> (37.4)	495,882 <57.8> (62.6)	34.4	
15	780,351	453,694 (58.1)	136,931 (17.5)	189,726 (24.3)	326,657 (41.9)	282,827 <43.6> (36.2)	497,524 <56.4> (63.8)	34.4	
16	816,417	481,029 (58.9)	144,870 (17.7)	190,518 (23.3)	335,388 (41.1)	314,162 <42.1> (38.5)	502,255 <57.9> (61.5)	35.9	
17	870,949	522,905 (60.0)	152,269 (17.5)	195,775 (22.5)	348,044 (40.0)	347,749 <41.9> (39.9)	523,200 <58.1> (60.1)	37.4	
18	906,231	541,169 (59.7)	163,243 (18.0)	201,819 (22.3)	365,062 (40.3)	347,332 <39.4> (38.3)	558,899 <60.6> (61.7)	39.9	
19	929,226	526,558 (56.7)	186,642 (20.1)	216,026 (23.2)	402,668 (43.3)	363,874 <40.5> (39.2)	565,352 <59.5> (60.8)	44.2	
20	853,894	458,309 (53.7)	179,280 (21.0)	216,305 (25.3)	395,585 (46.3)	294,249 <38.6> (34.5)	559,645 <61.4> (65.5)	42.9	
21実績見込	725,848	383,685 (52.9)	138,465 (19.1)	203,699 (28.1)	342,163 (47.1)	207,954 <38.6> (28.6)	517,894 <61.4> (71.4)	—	
	[725,357]	[376,907] [52.0]	[144,751] [20.0]	[203,699] [28.1]	[348,450] [48.0]				
22見込	723,944	394,623 (54.5)	131,396 (18.2)	197,925 (27.3)	329,321 (45.5)	204,505 <38.8> (28.2)	519,439 <61.2> (71.8)	—	
	[723,980]	[381,723] [52.7]	[144,332] [19.9]	[197,925] [27.3]	[342,257] [47.3]				

(注) 1 国税は、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成22年度見込は当初予算額である。

2 地方税は、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成22度見込は地方財政計画額に計画外税收入見込額を加えた額である。

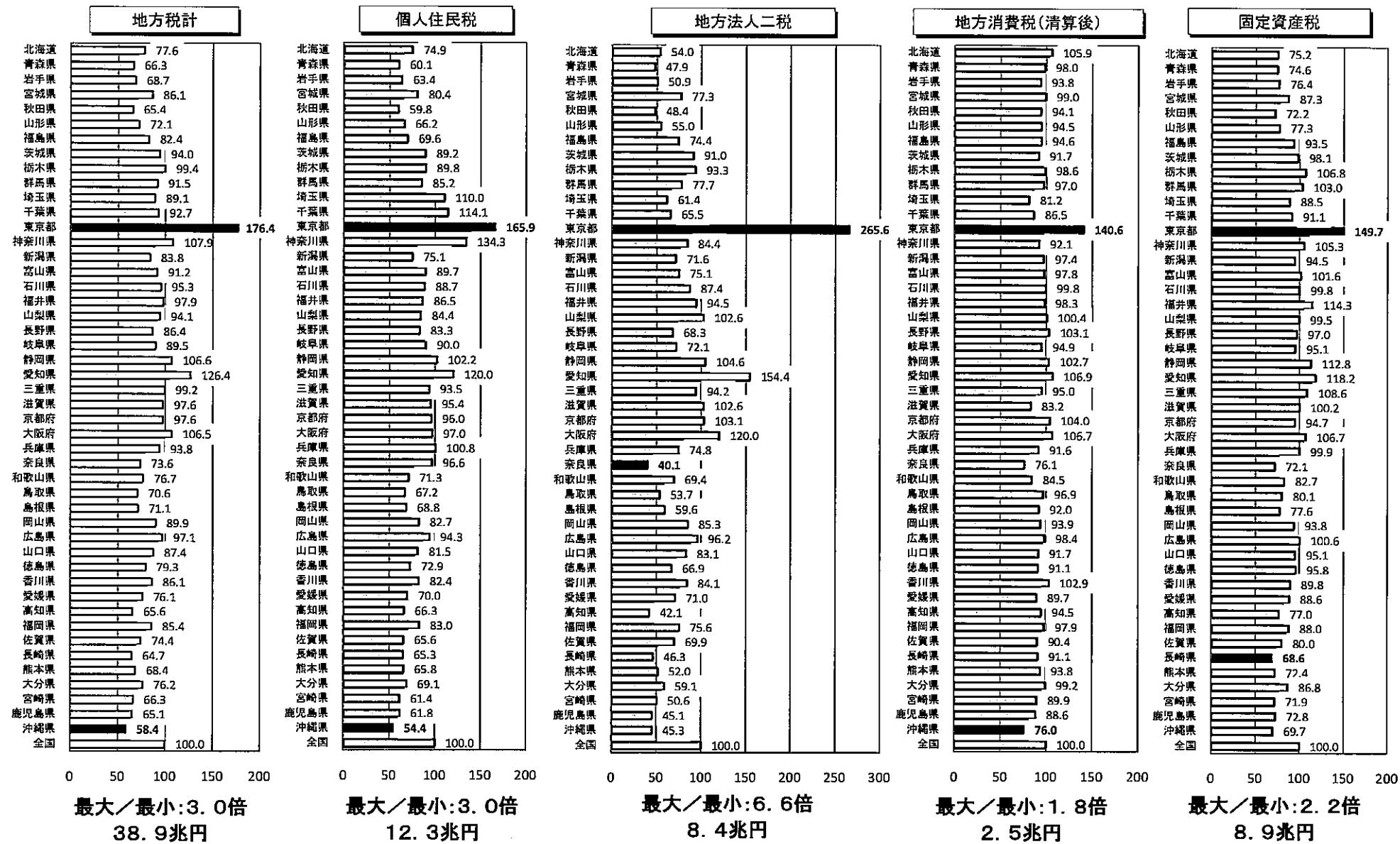
3 地方交付税等とは、地方交付税(特別会計借入によって加算された額を除いたもの。したがって、法定率分に一般会計加算等の額が加わったもの。)に地方譲与税を加えたものである。

4 <>内は、地方交付税を法定5税に係る法定率分に限定して算出するとともに、地方譲与税に加えて、税源移譲予定特例交付金を加算した場合の数値である。

5 []内は、国税から地方法人特別税を控除し、地方税(道府県税)に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)



※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

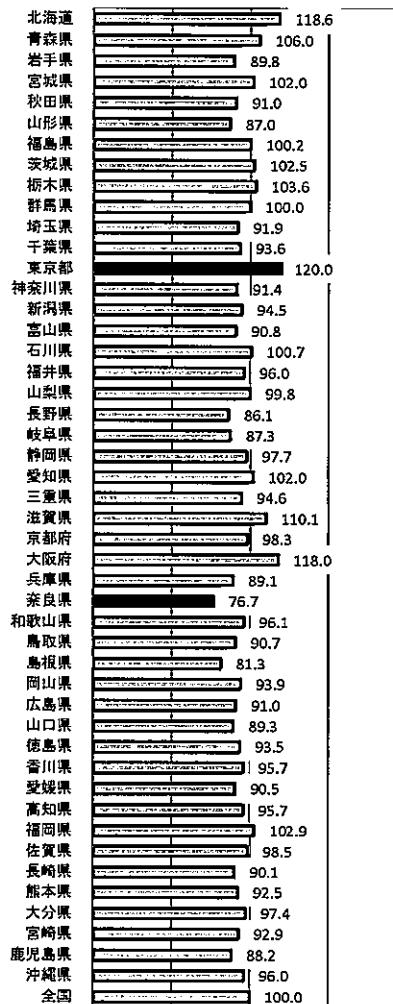
(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

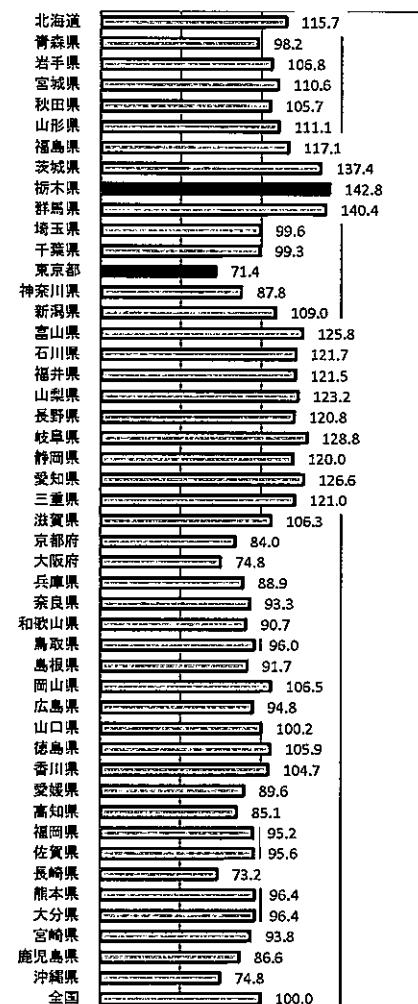
(注5) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算)

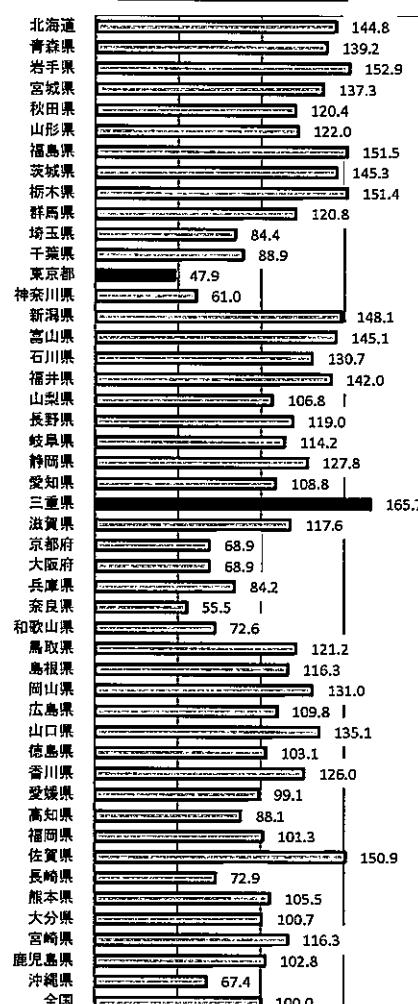
地方たばこ税



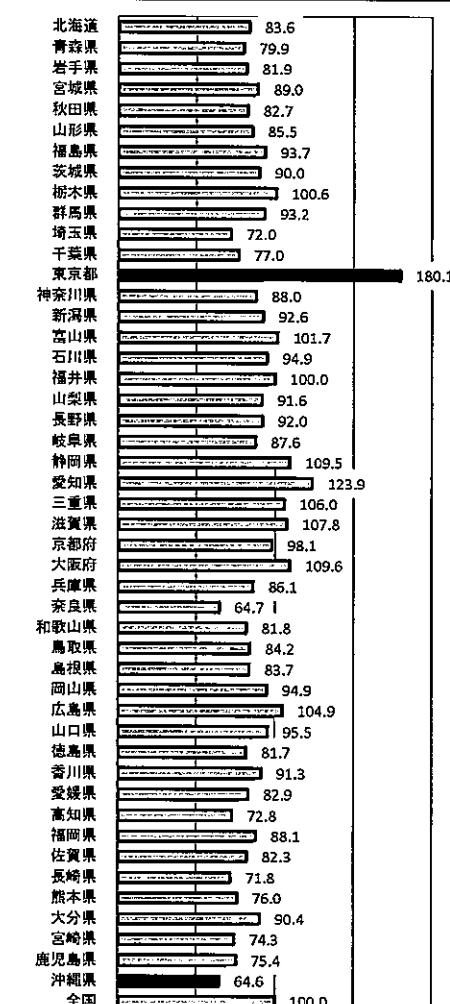
自動車税



軽油引取税



(参考)県内総生産(平成18年度)



最大／最小:1.6倍

1.1兆円

(注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。

(注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。

(注3) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(注4) (参考)は平成18年度の人口1人あたりの県内総生産額である。

最大／最小:3.5倍

0.9兆円

最大／最小:2.8倍

518.8兆円

地方税の税率一覧

(道府県税)

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
道府県民税 所得割 均等割 個人 配当割 株式等譲渡所得割	標準税率(4%) (分離課税が適用される所得にかかる特例あり) 標準税率(1,000円) 一定税率(5%) [平成22年12月31日までは3%] 一定税率(5%) [平成22年12月31日までは3%]	無 無	平成9年度までは届出制
法人 均等割 利子割 事業税人 法人 個人 法 人	標準税率(5%) 標準税率(2万円~80万円) 一定税率(5%) 標準税率 外形標準課税対象法人 (注) (資本金1億円超の普通法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 3.8%~7.2% ※ (1.5%~2.9%) [148%] 所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、 公益法人等及び特別法人等) 所得割 5%~9.6% ※ (2.7%~5.3%) [81%] 収入金額課税法人 収入割 1.3% ※ (0.7%) [81%] ※平成20年10月1日以後開始事業年度から ()内の標準税率及び地方法人特別税の 税率として〔 〕内の税率が適用(暫定措置)	有(創設時より) (昭和56年度より6%) 無	
地方消費税 譲渡貨物割 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉱区税 道府県固定資産税 狩猟税 水利地益税	一定税率(25%) 一定税率(25%) 標準税率(本則4%) 住宅及び土地は平成18年4月1日から平成 24年3月31日まで3% 一定税率(1,000本につき 1,074円) 標準税率(1人1日につき800円) 一定税率 自家用自動車 5%(当分の間の措置。本則3%) 営業用自動車及び軽自動車 3% 一定税率 (1klにつき32,100円(当分の間の措置。本則 15,000円)) 標準税率(定額課税) 一定税率 標準税率(1.4%) 一定税率 (5,500円、8,200円、11,000円、16,500円) 任意税率	無 無 有(昭和50年度より)(1.1倍) 有(平成16年度より1.2倍、制限 税率創設は昭和50年度より) (当初1.1倍)	昭和49年度までは 届出制 昭和49年度までは 届出制
			平成9年度までは 届出制
			平成21年度までは 暫定税率
			平成21年度までは 暫定税率
		有(平成18年度より1.5倍、制限 税率創設は昭和51年度より) (当初1.2倍)	
		無	平成9年度までは 届出制
		無	

(注) 事業税(法人)の外形標準課税は、平成16年4月1日以後開始事業年度から適用。

(市町村税)

税目	税率の種類	制限税率の有無	摘要
市町村民税 個人 所得割 均等割	標準税率(6%) (分離課税が適用される所得に係る特例あり) 標準税率(3,000円)	無 無	平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率が廃止された。
法人 均等割	標準税率(12.3%) 標準税率(5万円~300万円)	有(創設時より)(昭和56年度より14.7%) 有(創設時より)(昭和59年度より1.2倍)	
固定資産税	標準税率(1.4%)	無	平成10年度改正において届出制が廃止され、1.7%を超える一定の場合の議会手続が必要となった。 平成16年度改正において、制限税率が廃止された。
軽自動車税	標準税率(定額課税)	有(平成18年度より1.5倍、制限税率創設は昭和51年度より) (当初1.2倍)	
市町村たばこ税	一定税率(1,000本につき 3,298円)		
鉱産税	標準税率(1%) (200㌧/月以下の場合 0.7%)	有(創設時より)(1.2%) (200㌧/月以下の場合 0.9%)	
特別土地保有税	一定税率 〔土地の所有 1.4% 土地の取得 3%〕		平成15年度以降は新たな課税を停止。
入湯税	標準1人1日150円	無	
事業所税	一定税率 〔資産割 600円/m ² 従業者割 0.25%〕		
都市計画税	制限税率(0.3%)	有(創設時は0.2%)	昭和53年度より0.3%
水利地益税	任意税率	無	
共同施設税	任意税率	無	
宅地開発税	任意税率	無	

平成 22 年度地方財政計画関係資料

平成 22 年 2 月
総務省自治財政局

1 地方財政指標

区分	平成22年度	平成21年度
地方財政計画規模	82兆1,268億円	82兆5,557億円
計画規模の伸び率	▲0.5%	▲1.0%
地方一般歳出の伸び率	0.2%	0.7%
給与関係経費の伸び率	▲2.0%	▲0.4%
投資的経費の伸び率	▲15.3%	▲5.1%
うち直轄・補助事業	▲15.7%	▲7.8%
うち単独事業	▲15.0%	▲3.0%
地方税の伸び率	▲10.2%	▲10.6%
地方交付税の伸び率 (地方交付税+臨時財政対策債の伸び率)	6.8% (17.3%)	2.7% (15.0%)
一般財源総額	59兆4,103億円	59兆786億円
一般財源比率	63.0%	65.3%
地方債の伸び率	14.0%	23.2%
地方債依存度	16.4%	14.3%
地方債発行額(普通会計分)	13兆4,939億円	11兆8,329億円
地方債・借入金残高合計(年度末見込み)	200兆円	198兆円
うち地方債残高	141兆円	139兆円
うち交付税特別会計借入金残高	34兆円	34兆円
うち企業債(普通会計負担分)残高	25兆円	25兆円
(うち臨時財政対策債借入金残高)	(34.3兆円)	(27.9兆円)
(参考)		
国の一 般 会 計 の 伸 び 率	4.2%	6.6%
うち一般歳出	3.3%	9.4%
公 債 依 存 度	48.0%	37.6%

(注) 1 地方一般歳出は、公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体水準超経費を除いた額である。
 2 一般財源総額は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金及び地方譲与税の合計額である。
 3 地方債(企業債を含む。) 残高は、決算見込額をベースとした推計残高である。

2 地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 岁入歳出総括表

(単位: 億円、%)

区分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備考
(歳入)					
地方税	325,096	361,860	▲36,764	▲ 10.2	
地方譲与税	19,171	14,618	4,553	31.1	
地方特例交付金	3,832	4,620	▲ 788	▲ 17.1	
地方交付税	168,935	158,202	10,733	6.8	
国庫支出金	115,663	103,016	12,647	12.3	
地方債	134,939	118,329	16,610	14.0	
使用料及び手数料	13,126	15,859	▲ 2,733	▲ 17.2	
雑収入	40,506	49,053	▲ 8,547	▲ 17.4	
計	821,268	825,557	▲ 4,289	▲ 0.5	
一般財源	594,103	590,786	3,317	0.6	
(歳出)					
給与関係経費	216,864	221,271	▲ 4,407	▲ 2.0	
退職手当以外	194,064	197,652	▲ 3,588	▲ 1.8	
退職手当	22,800	23,619	▲ 819	▲ 3.5	
一般行政経費	294,331	272,608	21,723	8.0	
補助費	144,313	122,887	21,426	17.4	
単独	138,285	138,285	0	0.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,733	11,436	297	2.6	
地方再生対策費	4,000	4,000	0	0.0	
地域雇用創出推進費	—	5,000	▲ 5,000	皆減	
地域活性化・雇用等費	9,850	—	9,850	皆増	
公債費	134,025	132,955	1,070	0.8	
維持補修費	9,663	9,678	▲ 15	▲ 0.2	
投資的経費	119,074	140,617	▲ 21,543	▲ 15.3	
直轄・補助費	50,391	59,809	▲ 9,418	▲ 15.7	
単独	68,683	80,808	▲ 12,125	▲ 15.0	
公営企業繰出金	26,961	26,628	333	1.3	
企業債償還費普通会計負担分	17,454	17,616	▲ 162	▲ 0.9	
その他の	9,507	9,012	495	5.5	
不交付団体水準超経費	6,500	12,800	▲ 6,300	▲ 49.2	
計	821,268	825,557	▲ 4,289	▲ 0.5	
地方一般歳出	663,289	662,186	1,103	0.2	公債費・企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く

(2) 岁入歳出構成比

(単位: %)

歳入	平成 22年度	平成 21年度	差引	歳出	平成 22年度	平成 21年度	差引
地方税	39.6	43.8	▲ 4.2	給与関係経費	26.4	26.8	▲ 0.4
地方譲与税	2.3	1.8	0.5	一般行政経費	35.8	33.0	2.8
地方特例交付金	0.5	0.6	▲ 0.1	地方再生対策費	0.5	0.5	0.0
地方交付税 〔臨時財政対策債含む〕	20.6 30.0	19.2 25.4	1.4 4.6	地域雇用創出推進費	—	0.6	▲ 0.6
国庫支出金	14.1	12.5	1.6	地域活性化・雇用等費	1.2	—	1.2
地方債	16.4	14.3	2.1	公債費	16.3	16.1	0.2
使用料及び手数料	1.6	1.9	▲ 0.3	維持補修費	1.2	1.2	0.0
雑収入	4.9	5.9	▲ 1.0	投資的経費	14.5	17.0	▲ 2.5
計	100.0	100.0	—	公営企業繰出金	3.3	3.2	0.1
				不交付団体水準超経費	0.8	1.6	▲ 0.8
				計	100.0	100.0	—

(3) 地方財政計画の推移

(単位: 億円、%)

年 度	地方財政計画		(参考) 国の予算(当初)	
	歳入歳出総額見込額	対前年度伸率	一般会計予算額	対前年度伸率
昭和 50 年度	215,588	24.1	212,888	24.5
5 1	252,595	17.2	242,960	14.1
5 2	288,365	14.2	285,143	17.4
5 3	343,396	19.1	342,950	20.3
5 4	388,014	13.0	386,001	12.6
5 5	416,426	7.3	425,888	10.3
5 6	445,509	7.0	467,881	9.9
5 7	470,542	5.6	496,808	6.2
5 8	474,860	0.9	503,796	1.4
5 9	482,892	1.7	506,272	0.5
6 0	505,271	4.6	524,996	3.7
6 1	528,458	4.6	540,886	3.0
6 2	543,796	2.9	541,010	0.0
6 3	578,198	6.3	566,997	4.8
平成 元 年度	627,727	8.6	604,142	6.6
2	671,402	7.0	662,368	9.6
3	708,848	5.6	703,474	6.2
4	743,651	4.9	722,180	2.7
5	764,152	2.8	723,548	0.2
6	809,281	5.9	730,817	1.0
	(791,443)	(3.6)		
7	825,093	2.0 (4.3)	709,871	▲ 2.9
8	852,848	3.4	751,049	5.8
9	870,596	2.1	773,900	3.0
10	870,964	0.0	776,692	0.4
11	885,316	1.6	818,601	5.4
12	889,300	0.5	849,871	3.8
13	893,071	0.4	826,524	▲ 2.7
14	875,666	▲ 1.9	812,300	▲ 1.7
15	862,107	▲ 1.5	817,891	0.7
16	846,669	▲ 1.8	821,109	0.4
17	837,687	▲ 1.1	821,829	0.1
	(834,155)	(▲ 1.5)		
18	831,508	▲ 0.7	796,860	▲ 3.0
	(822,963)	(▲ 1.3)		
19	831,261	▲ 0.0	829,088	4.0
20	834,014	0.3	830,613	0.2
	(830,014)	(▲ 0.2)		
21	825,557	▲ 1.0	885,480	6.6
22	821,268	▲ 0.5	922,992	4.2

(注) 1 平成 6、7 年度の()内は、平成 6 年度における特定資金公共事業債の繰上償還金を除いた場合である。

2 平成 17、18 年度の()内は、国保調整交付金、児童手当拡充等を除いた場合である。

3 平成 20 年度の()内は、地方再生対策費を除いた場合である。

(参考) 地方債計画(当初計画)の推移

(単位: 億円、%)

年 度	地 方 債 計 画	対前年度伸率
昭和 50 年度	28,350	21.2
5 1	48,010	69.3
5 2	50,562	5.3
5 3	62,197	23.0
5 4	74,010	19.0
5 5	70,307	▲ 5.0
5 6	69,303	▲ 1.4
5 7	65,403	▲ 5.6
5 8	75,411	15.3
5 9	72,100	▲ 4.4
6 0	64,800	▲ 10.1
6 1	70,920	9.4
6 2	81,150	14.4
6 3	91,851 (81,276)	13.2 (0.2)
平成 元 年度	88,051 (77,271)	▲ 4.1 (▲ 4.9)
2	88,044 (77,256)	▲ 0.0 (▲ 0.0)
3	90,815 (79,979)	3.1 (3.5)
4	87,500 (87,140)	▲ 3.7 (9.0)
5	103,585 (103,478)	18.4 (18.7)
6	147,340	42.2
7	160,332	8.8
8	181,103	13.0
9	173,659	▲ 4.1
10	160,940	▲ 7.3
11	163,970	1.9
12	163,106	▲ 0.5
13	164,998	1.2
14	165,239	0.1
15	184,845	11.9
16	174,843	▲ 5.4
17	155,366	▲ 11.1
18	139,466	▲ 10.2
19	125,108	▲ 10.3
20	124,776	▲ 0.3
21	141,844	13.7
22	158,976	12.1

(注) () 内は、特定資金公共事業債を除いた場合である。

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講すべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2~3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し）」について

	項目ベース					
	検討対象	見直しを実施するもの		勧告どおり実施	勧告の一部実施	引き続き検討
内閣官房・内閣府	30	27	(90%)	23	4	3
警察庁	5	4	(80%)	3	1	1
文部科学省	8	4	(50%)	3	1	4
厚生労働省	43	38	(88%)	29	9	5
農林水産省	62	46	(74%)	17	29	16
経済産業省	6	4	(67%)	4	—	2
国土交通省	169	147	(87%)	120	27	22
環境省	47	38	(81%)	10	28	9
計	370	308	(83%)	209	99	62

検討対象	条項ベース			引き続き検討	
	見直しを実施するもの		勧告どおり実施	勧告の一部実施	
77	64	(83%)	61	3	13
8	7	(88%)	6	1	1
11	4	(36%)	4	—	7
102	80	(78%)	64	16	22
117	77	(66%)	52	25	40
11	5	(45%)	5	—	6
326	230	(71%)	208	22	96
96	61	(64%)	34	27	35
748	528	(71%)	434	94	220

(注) 内閣府において集計したもの。

「基礎自治体への権限移譲」について

検討対象	項目ベース					※	引き続き検討
	権限移譲等を行うもの						
	勧告どおり実施	勧告の一部実施					
内閣府	2	2 (100%)	2	0	-	0	
消費者庁	1	1 (100%)	1	0	-	0	
総務省	1	1 (100%)	1	0	-	0	
文部科学省	2	1 (50%)	0	1	1	0	
厚生労働省	25	20 (80%)	16	4	5	0	
農林水産省	3	1 (33%)	0	1	0	2	
経済産業省	9	5 (56%)	5	0	0	4	
国土交通省	31	22 (71%)	19	3	0	9	
環境省	8	6 (75%)	3	3	0	2	
計	82	59 (72%)	47	12	6	17	
追加分 (外数)	-	3	3	0	-	-	

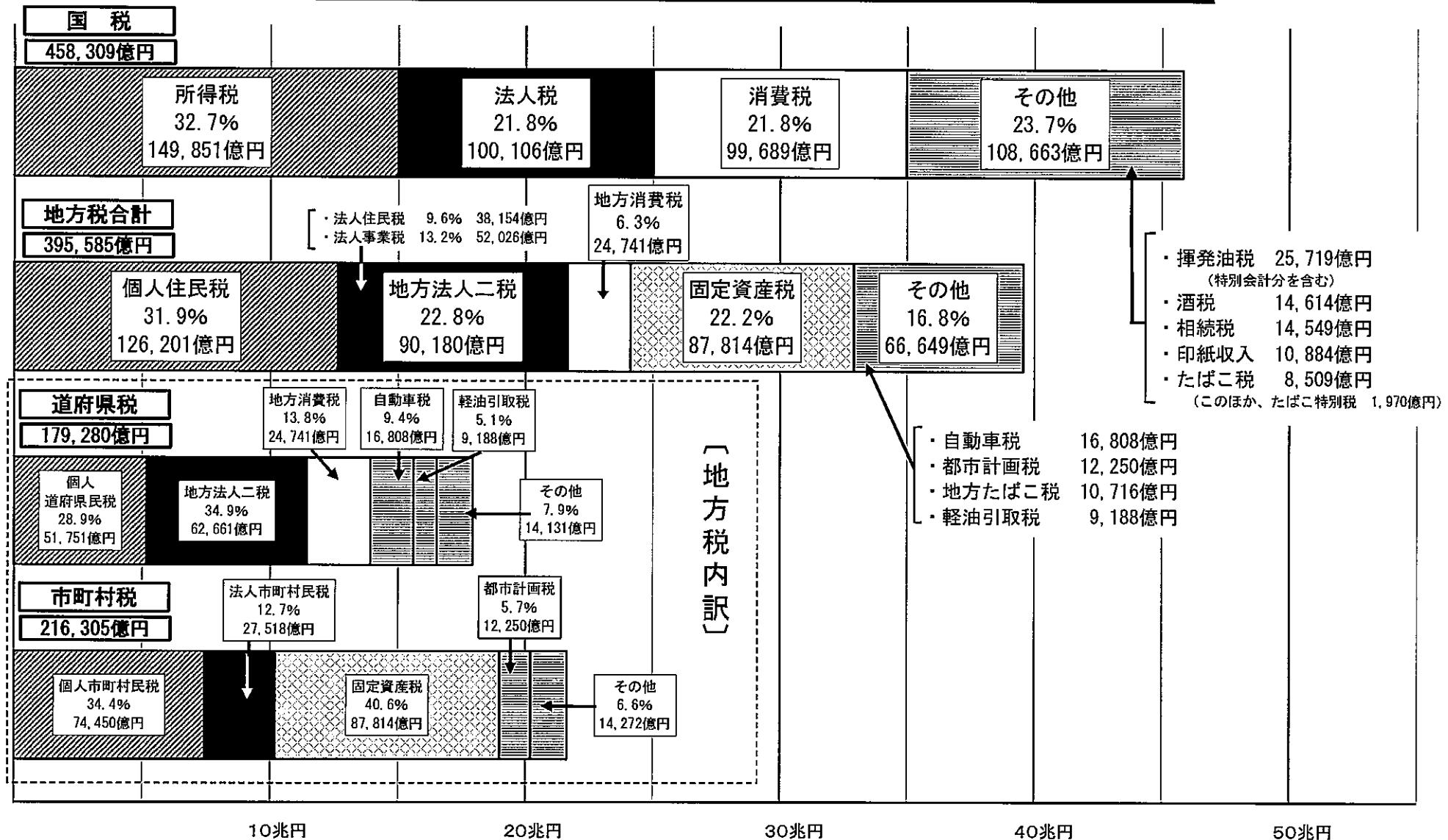
検討対象	条項ベース					※	引き続き検討
	権限移譲等を行うもの						
	勧告どおり実施	勧告の一部実施					
	9	9 (100%)	9	0	-	0	
	5	5 (100%)	5	0	-	0	
	2	2 (100%)	2	0	-	0	
	7	1 (14%)	1	0	5	1	
	110	81 (74%)	60	21	29	0	
	12	1 (8%)	1	0	0	11	
	55	18 (33%)	18	0	0	37	
	127	74 (58%)	70	4	0	53	
	57	16 (28%)	9	7	0	41	
	384	207 (54%)	175	32	34	143	
	-	10	10	0	-	-	

(注1) 内閣府において集計したもの。

(注2) 「勧告どおり実施」には、勧告以上に実施するものも含まれる。

(注3) 「※」は、一定の条件を満たせば権限移譲を行うもの。

国税・地方税の税収内訳（平成20年度決算額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。